

ボリヴィア共和国
ボリヴィア国有鉄道

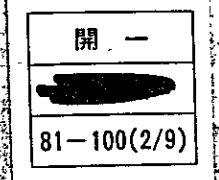
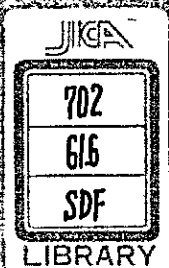
東部路線タペラス～ロボレ鉄道建設工事

- 第1巻 入札心得
- 第2巻 契約条件書
- 第3巻 入札書式
- 第4巻 一般仕様書
- 第5巻 技術仕様書
- 第6巻 特別仕様書
- 第7巻 数量明細書
- 第8巻 図面
- 第9巻 契約合意書

第2巻

昭和56年3月

国際協力事業団



JICA LIBRARY



1054242E11

ボリヴィア共和国
ボリヴィア国有鉄道

東部路線タペラス～ロボレ鉄道建設工事

- | | |
|-------|-------|
| 第 1 卷 | 入札心得 |
| 第 2 卷 | 契約条件書 |
| 第 3 卷 | 入札書式 |
| 第 4 卷 | 一般仕様書 |
| 第 5 卷 | 技術仕様書 |
| 第 6 卷 | 特別仕様書 |
| 第 7 卷 | 数量明細書 |
| 第 8 卷 | 図 面 |
| 第 9 卷 | 契約合意書 |

第 2 卷

昭和56年3月

国際協力事業団

国際協力事業団

加入
月日 '84. 4. 13

702

登録No. 03352

61.6

SDF

契約条件書目次

定義と解釈(第1条)	1
エンジニアとその代理人(第2条)	2
譲渡と下請(第3条~第4条)	3
契約書類(第5条~第9条)	3
一般的責務(第10条~第38条)	4
労務(第39条~第41条)	12
資材および工事の出来栄(第42条~第48条)	14
着工時期および遅延(第49条~第56条)	16
メンテナンスおよびかし(第57条~第58条)	18
変更, 追加および削除(第59条~第61条)	19
建設用プラント, 仮設工事および資材(第62条~第63条)	22
測定(第64条~第66条)	22
証明書および支払い(第67条~第69条)	23
救済および権利(第70条~第71条)	25
特別危険(第72条)	27
契約目的の達成不能(第73条)	28
紛争の解決(第74条)	29
通知(第75条)	29
発注者の不履行(第76条)	30
費用の増減および法制の変更(第77条~第78条)	31
通貨および為替交換比率(第79条~第80条)	32
税金(第81条)	32
便宜供与(第82条)	32
契約の発効(第83条)	32

1. The first part of the text discusses the importance of maintaining accurate records in a business setting. It emphasizes that proper record-keeping is essential for legal compliance, financial reporting, and operational efficiency. The author notes that many small businesses often neglect this critical task, leading to potential legal issues and financial discrepancies.

2. The second part of the text explores various methods for organizing and storing business records. It compares traditional paper-based filing systems with modern digital solutions. The author argues that while digital records offer convenience and ease of access, they also present challenges related to data security and long-term storage. A hybrid approach, combining both physical and digital records, is suggested as a practical solution.

3. The third part of the text focuses on the importance of regular audits and reviews of business records. It explains that periodic audits help identify errors, ensure data accuracy, and provide valuable insights into business performance. The author recommends that businesses should schedule regular audits and involve key personnel in the process to ensure thoroughness and accountability.

4. The final part of the text provides practical advice for implementing a robust record-keeping system. It suggests starting with a clear policy, training employees on proper record-keeping procedures, and investing in reliable software and hardware. The author concludes by emphasizing that consistent and accurate record-keeping is a cornerstone of successful business management.

定 義 と 解 釈

定義

第1条

- (1)項 この契約書(定義後記)において、次の用語および表現は、前後の関係から別様の解釈を必要とする場合を除き、この条項により定められた意味を有するものとする。
- (a)号 「発注者」は、Empresa Nacional de Ferrocarriles (ENFE)である。
- (b)号 「請負者」とは、応札した入札書が発注者によって受託された自然人、商会または会社をいい、請負者の代理人を含む。
- (c)号 「エンジニア」とは、発注者によって適時任命され、発注者にかわってこの契約の目的のため、工事を監理するエンジニアとして行動する旨を請負者に対し書面で通知されたものをいう。
- (d)号 「エンジニアの代理人」とは、発注者またはエンジニアによって、この条件書の第2条に定める諸義務遂行のために、適時任命され、その権限がエンジニアにより請負者に対し書面で通知されているエンジニアの駐在技師もしくは補助者をいう。
- (e)号 「工事」には、本設工事および仮設工事が含まれるものとする。
- (f)号 「契約書」とは、入札心得、一般契約条件書、仕様書、図面、契約合意書、等第5条に示されたものをいう。
- (g)号 「契約金額」とは、契約合意書に記入された金額をいうが、以下の各条項に基づき行なわれる増減の対象となる。
- (h)号 「建設用プラント」とは、その性状のいかんを問わず、工事の施工またはメンテナンスにあたって必要とされるすべての器具または物件をいうが、本設工事の一部を構成し、または構成する予定の資材その他の物件は含まない。
- (i)号 「仮設工事」とは、工事の施工またはメンテナンス上必要なあらゆる種類の仮設の工事いっさいをいう。
- (j)号 「本設工事」とは、この契約書に従って施工され、かつ維持されるべき本設の工事をいう。
- (k)号 「仕様書」とは、入札書中にいう仕様書および、エンジニアによって適時書面により供給または承認された当該仕様書の変更または追加したものをいう。
- (l)号 「図面」とは、仕様書中にあげられた諸図面および、請負者によって作成されエンジニアによって書面で承認された当該図面をいう。
- (m)号 「現場」とは、土地およびその他の場所で、それらの上、下、中またはそれらを通し、本設工事または仮設工事が施工されるところならびに現場の一部を形成するものとして契約書の中で特に指定される作業空間およびその他の目的のため発注者により用意されたその他の土地および場所をいう。
- (n)号 「承認された」とは、書面により承認されたことをいい、事前の口頭承認を事後に書面により追認することをも含み、「承認」とは、上述の追認をも含む書面による承認をいう。

- 単数・複数 (2)項 文脈上必要な場合、単数のみを表示する語は複数の意味をも含み、その逆もある。
- 見出し、傍注 (3)項 この条件書中の見出しおよび傍注は当該条件書の一部とはみなされず、また当該条件書あるいはこの契約書の解釈において考慮に入れないものとする。
- 出費 (4)項 「出費」という語は、現場の内外を問わず、諸経費を含むものとする。

エンジニアとその代理人

エンジニアと 第2条

その代理人の (1)項 エンジニアは通知、法定、証明、命令を出すにあたり、契約書に規定された諸義務を実施義務と権限

- するものとし、次の事項を包括する。
- (a) 請負者が作成する全体工事計画の審査承認。
 - (b) 請負者が実施する路線測量、地質調査の審査承認。
 - (c) 詳細設計の審査、承認。
 - (d) 工事全般の監督。
 - (e) 出来高証明の作成。
 - (f) 工事数量、工事単価、契約金額の変更の審査・承認。
 - (g) 工事実施に必要な発注者からの便宜供与の提供。
 - (h) 資機材の審査・承認。
 - (i) その他本契約の遂行に関するすべての監督業務。

(2)項 エンジニアの代理人は、エンジニアに対し責任を負うものとし、その義務は、工事を監視、監督するとともに、工事に関連して使用される資材または工事の出来栄を試験し、検査することである。エンジニアの代理人は、この契約に定められた請負者の義務または責務から請負者を免除する権限をもたず、また、この契約書のこの条項またはその他の箇所に明示的に規定されている場合を除き、遅延を伴う作業や発注者にとって余分の支払いを生ずる作業を命じたり、工事の変更を行なう権限をもたないものとする。

エンジニアは、適時書面によりエンジニアの代理人に対し、自己に付与された権限のいずれをも委任することができ、かかるいつさの権限の委任状の写しを請負者および発注者に各1部提出するものとする。かかる委任事項の範囲内にかぎり、エンジニアの代理人が請負者に与えた書面による指示または承認は、それがエンジニアにより与えられたものと同様に、請負者および発注者を拘束するものとする。ただし、いかなる場合においても次の条件に従うものとする。

- (a)号 エンジニアの代理人が作業または資材の否認を怠ったときでも、これにより、エンジニアがその後かかる作業または資材を否認したり、その取りこわし、撤去または解体を命ずることの権限がそこなわれるものではない。
- (b)号 請負者は、エンジニアの代理人が下した決定を不服とするときは、これをエンジニアの判断に託するものとし、エンジニアはかかる決定を追認、取消または変更するものとする。

る。

譲渡と下請

譲渡

第3条 請負者は契約またはその一部、もしくは契約上の諸利益を譲渡してはならない。

下請

第4条 請負者は、工事の全部を一括して下請に出してはならない。契約に別段の定めがある場合を除き、請負者は、エンジニアの書面による事前の同意を得ることなしに、工事のいかなる部分をも下請に出してはならない。エンジニアは、かかる同意を不当に保留してはならないし、また請負者は、かかる同意が与えられても、契約書に定められたいかなる責任または責務をも免れず、そのすべての下請者、その代行者、使用人もしくは作業員の行為、怠慢または過失につき、自己または自己の代行者、使用人もしくは作業員の行為、怠慢または過失と同様に、完全な責任を負うものとする。ただし、いかなる場合においても、出来高制による労務の提供は、この条にいう下請とはみなさない。

契約書類

言語

第5条

(1)項 契約書類の作成および解釈にあたって準拠すべき言語は、スペイン語とする。

法律

(2)項 契約に適用され、かつ契約者の解釈にあたって準拠すべき法律は、ボリビア共和国の法律による。

契約書の構成

(3)項 以下の各書類は、契約書の一部を構成する。

- (a) 入札心得書
- (b) 一般契約条件書
- (c) 一般仕様書
- (d) 技術仕様書
- (e) 特別仕様書
- (f) 値入れ quantity 明細書
- (g) 図面
- (h) 請負者の提出したオフア
- (i) 入札評議会の決定書
- (j) 発注内示書（受諾書）
- (k) 契約合意書

書類の相互補

(4) 契約書に別段の定めがある場合を除き、この条件書の諸規定は、契約書の一部を構成する他のいつさの書類の諸規定に優先するものとする。以上を条件として、この契約書を構成する各書類は、それぞれが相互補完的とみなされるものとし、意味上あいまいさまたはそごがあるときは、エンジニアはこれを説明および調整し、直ちに請負者にそれに関する指示を

発するものとする。ただし、いかなる場合においても、請負者がかかる指示に従うことにより、かかるあいまいさまたはそのために、請負者が妥当に予測し得なかつた出資をこうむつたとエンジニアが判断するときは、エンジニアは、かかる出費を妥当に補填する追加額を証明し、発注者はこれを支払うものとする。

詳細設計による図面 第6条 請負者は、本工事实施のために技術仕様書にしたがつて測量および地質等の詳細調査を行ない、本契約書に添付する基本設計図および技術仕様書により詳細設計図、施工図を作成するものとする。

請負者は、これらの成果物を原図とコピー1部エンジニアに提出して承認をうけるものとし、エンジニアは請負者から提出されたかかる成果物を遅滞なく審査を行なつて、承認に足りる場合には、請負者に対して書面により承認の通知を行うものとする。

図面の保管 第7条

(1)項 図面は、エンジニアがもつぱら保管するものとするが、その写し2部は無償で請負者に支給されるものとする。請負者は、それ以上の部数の写しを必要とするときは、自費でこれを作成するものとする。契約の完了時に、請負者は、この契約に基づいて支給されたすべての図面を発注者に返却するものとする。

図面の1部を現場に保管すべきこと (2)項 前項のとおり、請負者に支給された図面の写しのうち1部は、請負者が現場で保管するものとし、この写しは、いつでもエンジニアとその代理人およびその他エンジニアにより書面で認められた者による閲覧と利用に供せられるものとする。

追加図面と指示 第8条 エンジニアは請負者に対して、工事の進捗期間中適時、工事の適正な施工とメンテナンスのために必要とされる追加図面および追加指示を出すいっさいの権限を有するものとする。

請負者は、かかる図面および指示に従い、かつこれに拘束されるものとする。

竣功図の作成 第9条 請負者は工事の完了に伴ない、使用された図面を整理し、エンジニアの指示に従つて竣功図を作成し、原図1部およびそのコピー2部をエンジニアに提出するものとする。

一 般 的 責 務

請負者の一般 第10条

的責任 (1)項 請負者は、この契約の諸規定に従い、かつ十分な注意と勤勉さをもって工事を施工しかつ維持するものとし、またかかる施工とメンテナンスに必要ないっさいの労務およびその監督、資材、建設用プラントおよびその他いっさいの物件を、仮設用と本設用とを問はず、これらを提供する必要性が契約書に明記され、または契約書から妥当に推定されるかぎりにおいて、これらを提供するものとする。

(2)項 請負者は詳細設計に伴う本設工事の設計もしくは仕様につき、またいっさいの現場作業および施工方法の妥当性、安定性につき、全面的な責任を負うものとする。

(3)項 請負者は可能な限りポリヴィア共和国産の機器、資材および役務を使用するものとする。

契約合意書 第11条 請負者は発注者との間に契約合意書を締結するものとする、かかる契約合意書は添付

の書式に従い発注者の費用で作成するものとする。契約追加修正に伴う書類作成の費用も発注者の負担とする。

履行保証 第12条 請負者は契約の正当な履行を保証するため、契約金額の10%を下らない額の、発注者の承認する銀行の発行する保証書を、発注者へ提出するものとする。保証書の書式は付属資料№2に示す。

提出の時期は、契約発効の日より 日までとし、保証書の有効期間は毎年更新されるものとし、提出日より工事完成の日までを満足するものとする。保証書の返却は完成証明書発行後 日以内とし、本条件書55条による精算があれば差し引きして返却するものとする。

誠実施工保証 第13条 請負者は誠実なる施工を保証するため、契約金額の10%を下らない額の、発注者の承認する銀行の発行する保証書を発注者へ提出するものとする。保証書の書式は付属資料№3に示す。

提出の時期は契約発効の日より 日までとし、保証書の有効期間は毎年更新されるものとし、提出日よりメンテナンス期間が終了し、最終証明書が発行されるまでを満足するものとする。保証書の返却は最終証明書と同時に発行するものとし、本条件書67条8項(b)号による精算があれば差し引きして返却するものとする。

保証書の不提出 第14条 本条件書12条と13条に規定する履行保証書および誠実施工保証書の提出がない場合は、発注者は契約発効日より 日の期間満了後、本契約から生ずる他の凡ての権利の行使を妨げることなく、落札認可の無効を宣言できるものとする。

現場の調査 第15条 発注者は、工事に関連して実施された諸調査の結果、自らまたは他を通じて入手した水文条件および地盤条件についての資料を入札書類とともに、請負者に事前に利用せしめたものとし、入札書はかかる資料に基づき作成されたものとみなされるものとする。ただし、請負者はかかる資料に関する自身の解釈につき責任を負うものとする。

請負者はまた、現場およびその周辺ならびにそれらに関連して入手できる情報を事前に調査、検討したものとみなされ、また地盤条件、水文条件および気候条件を含む現場およびその周辺の形状と性質、工事完成に必要な作業および資材の範囲と性質、現場への立ち入り方法および必要となる収容施設について、實際上可能な範囲において、入札書の提出前に請負者自身納得したものとみなされる。

入札書の充足性 第16条 請負者は、工事のための入札書の正確性と充足性ならびに値入れ積み数量明細書および料率単価表に表示された料率および単価の正確性と充足性について、入札前に請負者自身納得したものとみなされ、入札書の料率および単価は、契約書に別段の定めがないかぎり、請負者のいっさいの責務および工事の適正な施工とメンテナンスに必要ないっさいの事物を包含するものとする。ただし、工事の施工期間中において、請負者が現場の気候条件以外の自然的条件または人為的障害または人為的障害に遭遇し、かかる条件または障害が経験ある請負者の妥当な予見の範囲を越えるものと自身が考えるときは、請負者は直ちに書面でエンジニアの代理人に通知するものとし、かかる条件または障害が経験ある請負者の妥当な予見の範囲を越えるものとエンジニアが考えるときは、かかる条件および障害に遭遇した結果、請負者がかかる条件のためにこうむ

った追加出費をエンジニアが証明し、発注者が支払うものとする。

かかる出費には、

- (a) 上記に関連してエンジニアが請負者に発する指示に従うことにより、また、
 - (b) エンジニアからの特別の指示がない場合、請負者がエンジニアの承認した適正かつ妥当な処置をとることにより、
- 生ずる適正かつ妥当な出費を含むものとする。

エンジニアの 第17条 法的または物理的に不可能な場合を除いて、請負者は、エンジニアが納得しうる程度納得し得る工事で、契約書に厳密に従って工事を施工し、かつ維持するものとし、契約書の規定の有無にかかわらず、工事に関するいっさいのことがらについてのエンジニアの指示および指図に従い、かつこれらを厳密に遵守するものとする。請負者はエンジニアからのみこれら指示および指図を受けるものとするが、この条件書の第2条に述べられた制限を条件として、エンジニアの代理人からかかる指示および指図を受けるものとする。

工程表の提出 第18条

- (1)項 請負者は自身が予定する施工手順を示す工程表を、契約合意書署名後15日以内にエンジニアに提出し、その承認を受けるものとする。請負者は、エンジニアまたはエンジニアの代理人により求められるときはいつでも、請負者が工事の施工にあたって採用を予定する段取りおよび工法の概要をエンジニアまたはその代理人の参考用として、書面にて提出するものとする。
- (2)項 実際の工事の進捗が、この条の(1)項に定められた承認済みの工程表に合致しないとエンジニアがみなすときはいつでも、請負者はエンジニアの要求により、この条件書の第51条に定める工期限内に工事を確実に完成するために必要な承認済みの工程表に対する変更を示した改訂工程表を提出するものとする。
- (3)項 かかる工程表をエンジニアまたはその代理人に提出し、もしくはその承認を受け、または、かかる詳細資料を提出したとしても、請負者は契約書に定めるいかなる義務および責任をも免れないものとする。

責任者名簿 第19条 工程表の提出と同時に、請負者は雇用する責任者について、その役割、経歴、学歴等凡ての履歴を含んだ名簿をエンジニアへ事前に提出し、承認をうけるものとする。将来、責任者の変更がある場合も同様にエンジニアへ事前に提出し、承認をうけるものとする。

請負者の監督義務 第20条 請負者は、工事の施工期間中およびその後においてもエンジニアが請負者の契約上の義務の適正な履行のため必要と考える期間にわたって、いっさいの必要な監督を行なうものとする。請負者、またはエンジニアが書面で承認(いつでも取り消しできる)する適格かつ権限ある請負者の代行者または代理人は、常時工事に従事するとともに、その全時間を工事の監督にあてるものとする。かかる承認がエンジニアにより取り消されたときは、請負者はかかる取り消し通知書の受領後、後述のとおりその者を交替させる要求を考慮して、できるかぎりすみやかにその代行者を工事から退去させ、かつその後においては、その者をいかなる資格においても再度工事に雇用しないものとし、かつエンジニアの承認した他の代行者をもって、これに替

えるものとする。かかる権限ある代行者あるいは代理人は、請負者に代ってエンジニアから、または第2条の制限の範囲内でエンジニアの代理人から、指図および指示を受けるものとする。

請負者の被雇 第21条

用者

(1)項 請負者は、工事の施工およびメンテナンスに関連して、現場において次の各号に定めるものを供給し、雇用するものとする。

(a)号 それぞれの職分において、技能および経験のある技術補助者、ならびに監督を求められている工事につき適正な監督役務を提供しうる能力のある補助的代行者、工事班長および組長。

(b)号 工事の適正かつ時期に即した施工およびメンテナンスを行なうに必要な熟練、未熟練および一般労務者。

(2)項 エンジニアは、工事の施工上またはメンテナンス上、請負者により雇用された者のうち、エンジニアの判断において、誤った行動をしたり、またはその義務の適正な履行につき能力に欠けもしくは怠慢であり、またはその雇用が他の点で好ましくないと考えられる者について異議を申し立て、かつ請負者にその者を直ちに工事から退去させることを要求することができるものとし、かかる該当者は、エンジニアの書面による許可なしには再度工事に雇用されないものとする。このようにして工事から退去させられた者はすべて、できるだけすみやかにエンジニアの承認した適格な代替者と交替させられるものとする。

(3)項 請負者は労働者を雇用する場合、ポリヴィア共和国の法律、習慣に従わなければならない。

現場設定

第22条 請負者は、エンジニアが書面で発給した基準の原点、原線および原水準を用いて、工事の真正かつ適正な現場設定を行なうこと、ならびに工事のいっさいの部分の位置、水準、寸法および線整定につき上述の条件に従って矯正を行なうこと、ならびにこれらに関連して必要となるいっさいの機器、器具および労務を供給することに責任を負うものとする。工事の進捗期間中のいずれの時点においても工事のなんらかの部分について、位置、水準、寸法または線整定上なんらかの誤差が生じ、これを較正するようエンジニアまたはエンジニアの代理人から要求された場合には、請負者は、エンジニアまたはその代理人の満足できるまで、自己の費用負担において、かかる誤差を較正するものとする。ただし、かかる誤差がエンジニアまたはその代理人により書面で供給された不正確な資料に起因するときはこの限りではなく、かかる場合の較正費用は発注者の負担とする。エンジニアまたはその代理人が現場設定または線もしくは水準を確認したとしても、請負者はその正確さにつき負うべき責任をいっさい免れず、請負者は、いっさいのベンチマーク、水盛り、遺方およびその他工事の現場設定に使用される物を注意深く保護し、かつ保全するものとする。

監視および照
明

第23条 請負者は、工事に関連して、工事の保護のためもしくは公衆その他の者の安全と便宜のために必要なときおよびところに、またはエンジニアもしくはエンジニアの代理人、その他正当に設立された所轄機関のいずれかからの要請があるときおよびところに、自己の費用負担により、標識、照明、防護物、囲いおよび監視を設備し、かつ維持するものとする。

工事の管理 第24条

(1)項 請負者は、工事の着工からこの条件書の第56条に従って発行される工事全体の完成証明書に記載される日までの間、当該工事の管理について全責任を負うものとする。ただし、エンジニアが本設工事のいずれかの部分について完成証明書を発行したときは、当該部分に関する請負者の管理責任は、本設工事の当該部分に関する完成証明書に記載される日から消滅し、当該部分の管理責任は発注者に移転するものとする。また、請負者がメンテナンス期間中に完了することを請負った未了工事の管理は、かかる未了工事が完成するまで請負者が全責任を負うものとする。請負者の管理責任期間中、この条の(2)項に定義する除外危険以外のなんらかの原因により、工事の全体またはその一部に損害、損失または損傷が発生するときは、請負者は、工事の完成時に、本設工事が良好な状態で、かつあらゆる点で契約書の諸条件およびエンジニアの指示に適合するように、自己の費用負担においてそれを修理、修復するものとする。かかる損害、損失または損傷が除外危険のいずれかにより発生した場合で、エンジニアの要求があるときは、請負者はその要求の範囲内において、かつ常にこの条件書の第71条の規定に従い、発注者の費用負担で、上述のとおりそれを修理、修復するものとする。請負者はまた、未了工事の完成のために、またはこの条件書の第57条もしくは第58条に基づく自己の責務の遵守のために行なう作業の過程で、自ら引き起こす工事の損害についても責任を負うものとする。

除外危険 (2)項 「除外危険」とは、戦争・外敵の行為、エンジニアの工事の設計にのみ起因する原因、または経験ある請負者をもってしても予知することができず、もしくは妥当な備えをすることも、保険を付保することもできない自然力の作用をいい、これらのすべては、この条件書において総括して「除外危険」と呼ぶものとする。

工事保険等 第25条 この条件書の第24条に規定する請負者の責務および責任の範囲に制限を加えることなく、請負者は、発注者と請負者との共同名義で、契約書の諸条件により請負者が責任を負うところの除外危険以外のあらゆる原因から生ずるすべての損失または損害を填補するために、かつこの条件書の第24条(1)項に規定される期間においてのみならず、メンテナンス期間の開始以前の原因によりメンテナンス期間中に発生する損失または損害ならびにこの条件書の第57条および第58条の責務を履行するために請負者が実施する作業の過程で自ら引き起こす損失または損害を填補するために、メンテナンス期間中においても、発注者および請負者を救済するようなかたちで、次の事項について保険を付保するものとする。

(a) 施工された工事の推定出来高価額およびそれに加えてその他工事に組み込まれる資材の再調達価額。

(b) 請負者が現場に搬入する建設用プラントその他の再調達価額。

かかる保険は、発注者が承認する保険会社および条件により付保されるものとする。ただし、発注者はかかる承認を不当に保留してはならないものとし、請負者は、要求されるときはいつでも、エンジニアまたはエンジニアの代理人に対し保険証券およびその時点の保険料支払い領収書を提出するものとする。

人的および物 第26条

的損傷

- (1)項 請負者は、契約書に別段の定めがある場合を除き、工事の施工およびメンテナンスに起因する、人もしくは資材への損傷もしくは損害または財産への物的損害に関するすべての損失およびクレームに対して発注者を保障するとともに、それらに関連するいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費に対して発注者を保障するものとする。ただし、次の各号についての補償金または損害賠償金についてはこのかぎりでない。
- (a)号 工事またはその一部による土地の永続的使用または占拠。
- (b)号 ある土地の地表、地上、地下もしくは地中に、またはその土地を貫通して発注者が工事またはその一部を施工する権利。
- (c)号 契約書に従って工事を施工し、または維持する結果不可避的に生ずる人または財産への損傷または損害。
- (d)号 発注者、発注者の代行者、発注者の使用人もしくは請負者に雇用されていない他の請負者の行為もしくは過失から発生する人、もしくは財産への損傷もしくは損害ならびにそれらに関して発生するクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費。またはかかる損傷および損害について、請負者、その使用人もしくは代行者が関与しているときは、発注者、その使用人、発注者の代行者もしくは他の請負者のとるべき責任の範囲となるべき正当かつ公平と考えられる補償部分。

発注者による
保障

- (2)項 発注者は、この条の(1)項ただし書き記載の事項に関連するいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費について請負者を保障するものとする。

第三者保険 第27条

- (1)項 請負者は、工事の施工開始に先立って、この条件書の第22条に規定する請負者の責務および責任の範囲に制限を加えることなく、工事の施工からまたは契約の実施にあたって生ずる財産（発注者の財産を含む）または人（発注者の被雇用者を含む）への物的損害、損失または損傷についての自己の責任に備えて保険を付保するものとする。ただし、この条件書の第22条(1)項のただし書きに述べられる事項により生ずるものはこのかぎりでない。

第三者保険の
最低付保金額

- (2)項 かかる保険は、発注者が承認する保険会社および条件により付保されるものとする。ただし、発注者はその承認を不当に保留してはならないものとし、付保金額は入札書の付属書類に記載される金額を下回らないものとする。請負者は、要求されるときはいつでも、エンジニアまたはエンジニアの代理人に対し保険証券およびその時点の保険料支払い領収書を提出するものとする。

発注者を保障
する条項

- (3)項 保険条件には、保険証券の定めにより請負者が保障される権利を有するクレームが、発注者に対してなされたとき、保険会社は、かかるクレーム金額ならびにそれに関する出費、手数料および経費につき発注者を保障する旨の条項が含まれるものとする。

作業員に対す 第28条

る事故または
傷害

- (1)項 発注者は、自己、その代行者もしくは使用人の行為または不履行により発注する事故または傷害を除いて、請負者もしくはその下請者の雇用にかかる作業員もしくはその他の者に対

する事故もしくは傷害に関し、またはその結果として、法律上支払うべき損害賠償金もしくは補償金に関しては責任を負わないものとする。請負者は、上述の場合を除いて、かかるすべての損害賠償金および補償金について、ならびにそれらに関するすべてのクレーム費用、訴訟費用、出費、手数料および経費について、発注者を保障するものとする。

労災保険 (2)項 請負者は、かかる責任に備えて発注者が承認する保険会社に保険を付保するものとする。ただし、発注者は、かかる承認を不当に保留してはならないものとし、請負者は、工事に関して人を雇用する全期間中、かかる保険を有効に継続するものとし、要求されるときは、エンジニアまたはエンジニアの代理人に対し保険証券およびその時点における保険料支払い領収書を提出するものとする。ただし、請負者の下請者が雇用する作業員に関しては、保険証券の条項により発注者が保障されるような形で、当該下請者がかかる作業員に関する責任を包括する保険を付保したときは、この項に定める上述の請負者の保険付保義務は満たされたものとするが、この場合請負者は、当該下請者に対しエンジニアまたはエンジニアの代理人の求めに応じて保険証券およびその時点における保険料支払い領収書を提出するよう要求するものとする。

請負者が保険を付保しなかった場合の救済 第29条 請負者がこの条件書の第25条、第27条および第28条に述べられた保険、またはこの契約書の条件により要求されるその他の保険の付保および有効な継続を怠ったときは、発注者は、かかる保険を付保し、またはその有効な継続を行ない、そのために必要な保険料を支払い、このように発注者が支払った保険料を適時、現在または将来請負者に支払うべき金額から差し引き、または請負者の債務として回収することができるものとする。

通知の発送および手数料の支払い 第30条 (1)項 請負者は、工事の施工に関連する、国もしくは領の制度法、政令もしくはその他の法律、または自治体もしくはその他正当に設立された所轄機関の規則もしくは条例によって、および、工事によりその財産上もしくは権利上影響を受けるすべての所轄機関および会社の規則によって、通知を求められるいっさいの通知を行ない、かつ支払うことを求められるいっさいの料金等を支払うものとする。

制定法、規則等の遵守 (2)項 請負者は、工事に適用される上述の制定法、政令、その他の法律、および自治体もしくはその他正当に設立された所轄機関の規則もしくは条例、ならびに上述の所轄機関および会社の規則を、全面的に遵守するものとし、また、かかる制定法、政令、もしくは法律、規則または条例の違反に対するすべての罰則および責任から発注者を免れさせるものとする。

(3)項 かかる料金等に関して、適正に支払うべきものでありかつ請負者が実際に支払ったことをエンジニアが証明するすべての金額を、発注者は請負者に返済するものとする。

化石等 第31条 工事現場で発掘される地質学上もしくは考古学上価値のあるすべての化石、古銭、貴重な物品または古美術品および構造物、その他の遺物や遺跡は、発注者と請負者との間においては発注者の絶対的所有に帰属するものとみなされる。請負者は、その作業者または他の者がかかる物品を除去したり損傷したりしないよう、妥当な予防手段を講じるとともに、発見後除去する前に直ちにエンジニアの代理人にその旨を知らせ、その処理に関するエンジニアの代理

人の命令を発注者の費用負担において履行するものとする。

特許権および
使用料 第32条 請負者は、工事に関連して使用される建設用プラント、機械装置または資材に関する特許権、商標、名称、その他の法的保護のある権利の侵害を理由とするすべてのクレームおよび訴訟に対して発注者を保障するとともにそれらに関するいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費に対して発注者を保障するものとする。別段の定めがある場合を除き、請負者は、工事のために必要な石材、砂、砂利、粘土その他の資材の入手のために、必要となるすべてのトン税その他の使用料、地代その他の支払い金または補償金があれば、これを払うものとする。

交通および隣
接財産の妨害 第33条 工事の施工に必要なすべての作業は、契約書の要件の履行上可能な範囲において、公衆の便宜または公道もしくは私道への立ち入り、使用、占有または発注者もしくは他の人の所有にかかる財産への立ち入り、使用、占有を不必要にまたは不当に妨害しないように行なわれるものとする。請負者は、かかる事柄に関連して生ずるすべてのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料ならびに経費について、自己が責任を有するかぎりにおいて発注者を保障するものとする。

長尺物の輸送 第34条 請負者は長尺のルールおよび鉄桁の輸送方法について、仕様書に従い、品質、形状を損傷することのないよう十分注意するものとし、異常が発生した場合は請負者の負担で修復するものとする。

重量物の輸送 第35条

(1)項 請負者は、現場へ通ずる公道または橋梁が、請負者自身またはその下請者の通行により損害、損傷を受けることを防止するため、適切な手段を講ずるものとし、また現場へ出入りするプラントや資材の移動により必然的に生ずるかかる重量物の輸送をできるかぎり制限し、かつ上述の公道や橋梁への不必要な損害・損傷が起らないよう、特に経路を選び、車輛を選択使用し、積荷を制限かつ分散するものとする。

特殊な積荷 (2)項 請負者が、建設用プラント、機械、組立て建材または工事の部材等の積荷を公道または橋梁を通して運搬することが必要となり、その運搬により、特別の保護または補強を行なわなければ、これらの公道または橋梁に損害または損傷を与える恐れがあるときは、請負者は、かかる公道または橋梁上に積荷を移動する前に、運搬する積荷の重量および詳細、ならびに自己の提案するかかる公道または橋梁の保護または補強に関する対策をエンジニアまたはエンジニアの代理人に通知するものとする。エンジニアがかかる通知の受領後14日以内に、かかる保護または補強策が不要である旨、返答を指示しないかぎり、請負者は、かかる保護・補強策をそのまま実施するか、またはエンジニアが要求する修正を実施するものとし、かつ値入れ率数量明細書に上述の保護・補強のために必要な作業について請負者が価格を記入すべき項目がある場合以外は、かかる保護・補強の出費は発注者が請負者に支払うものとする。

重量物輸送に
関するクレ
ームの処理 (3)項 請負者は、工事施工中または施工後いつでも、工事の施工に関して生じた公道や橋梁に対する損害・損傷につきなんらかのクレームを受けたときは、直ちにその旨をエンジニアに通知するものとし、その後においては、発注者がかかるクレームに関する処理交渉を行ない、

かつ支払うべきすべての金額を支払い、そのクレームに関して生ずるすべてのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費について請負者を保障するものとする。ただし、かかるクレームまたはかかるクレームの一部が請負者側の、この条の(1)項および(2)項に基づく請負者の責務の違反および不履行により生じたものであるとエンジニアが判断するときは、請負者は、その違反および不履行の範囲により生じたものであるとエンジニアが証明する金額を発注者に支払うものとする。

他の請負者に 第36条

対する便宜の 供与 (1)項 請負者は、現場またはその近隣においてこの契約に含まれない作業を行なうため、または工事に関連もしくは付随して発注者が締結する他の契約を履行するために、発注者に雇用される他のすべての請負者およびその作業員、ならびに発注者の作業員または正当に設立された公共機関の作業員に対し、その作業実施上妥当にして必要ないっさいの便宜をエンジニアの要求に従って供与するものとする。ただし、請負者が、エンジニアまたはエンジニアの代理人の書面による要求に基づき、かかる他の請負者、または発注者もしくはかかる公共機関の作業員に対し、自己が管理責任を有する道路ないしは通路を利用する便宜を与え、または現場にある自己の足場やその他のプラントを利用させ、またはその他のなんらかの役務を提供したときは、請負者が供与するかかる使用または役務の提供に関連して、エンジニアが妥当と考える金額を、発注者が請負者に支払うものとする。

(2)項 他の契約人の作為、不作為、錯誤、怠慢または遅延によって請負者の作業が妨げられ、遅延を生じることになった場合には、請負者はエンジニアに申立てるものとし、エンジニアはすみやかに必要な処置を講じるものとする。請負者はエンジニアの決定を直ちに実行しなければならないが、決定後10日以内に、発注者に対して不服の申立をする権利を有する。

現場清掃の義務 第37条 請負者は、工事の進捗期間中、現場から妥当と思われる程度に不要な障害物を取り除き、建設用プラントや余剰資材を保管もしくは処分し、かつ不要となった廃棄物、ごみもしくは仮設物を現場から撤去するものとする。

完成時の現場清掃 第38条 請負者は、工事の完成時に、現場からいっさいの建設用プラント、余剰資材、ごみおよびあらゆる種類の仮設物を撤去し、現場および工事物の全体を清掃し、エンジニアの満足する良好な状態にするものとする。

労 務

労務の雇用 第39条

(1)項 請負者は、現地人であるか否かを問わず、すべての労務者の雇用について自ら手配を行なうものとし、この契約書に別段の定めのある場合を除き、当該労務者の輸送、住居の手配、給食、賃金の支払いを自ら行なうものとする。

請負者が雇用する労務者の員数は、常にその作業の規模や性格、工期に応じたものとする。また請負者は労務者に対する最低賃金、休暇、休日、労働時間、労災事故、作業管理、等を

規制するボリビア共和国の法令および規則を遵守するものとする。

- 給水 (2)項 請負者は、現地の状況を考慮して実際に妥当な限りにおいて、かつエンジニアの代理人の満足のいくように、請負者の職員および作業員の利用のために飲料水およびその他の目的に使用される水を現場において十分に供給するものとする。
- 酒類または麻薬 (3)項 請負者は、現行の制定法、政令、政府の規則または命令に基づく場合を除き、酒類または麻薬の輸入、販売、支給、交換、その他の処分を行なってはならず、また自己の下請者、代行者または被雇用者によるそれらの輸入、販売、贈与、交換、その他の処分を許可し、または黙認してはならないものとする。
- 武器および弾薬 (4)項 請負者は、その種類を問わず、武器、弾薬を何人に対しても支給、交換、その他の処分をしてはならないものとし、また上述のごとく、これを許可しまたは黙認してはならないものとする。
- 祝祭日および宗教上の慣習 (5)項 請負者は、自己の雇用する労働者の取扱いに当たって、社会的に認められているすべての祝祭日および宗教上またはその他の慣習に対して適切な考慮を払うものとする。
- 伝染病 (6)項 請負者は、流行性の疫病が発生した場合は、それらに対処し、かつそれらを撲滅するために政府または、地方の医療衛生当局が定める規則、命令および要件を遵守し、かつそれらを実施するものとする。
- 騒乱行為その他 (7)項 請負者は、自己の被雇用者のまたは被雇用者間における違法行為、暴動、騒乱行為の発生を防止し、かかる行為に対して、工事の近隣の治安を維持し、人身および財産を保護するために常に適切な予防措置を講ずるものとする。
- 下請者による遵守 (8)項 請負者は、自己の下請者による上述の諸規程の遵守について責任を負うものとする。
- 労働者施設 (9)項 請負者は、労働者のための衛生設備を有する建築物を適当な場所に設けるものとする。その数量ならびに衛生条件等については、エンジニアによる承認をうけるものとする。これらの施設の設置および維持管理は、請負者の負担とする。
- 診療室 (10)項 請負者は工事従業員の医療のため、タベラス駅付近に、一般仕様書および特別仕様書に述べられた診療室を設けるものとする。
- 電気施設 (11)項 請負者は発電施設を設け、請負者の職員および作業員、並びにエンジニアおよびその代理人の使用に供するものとする。
- 発注者およびエンジニアのスタッフ用施設 (12)項 請負者は、発注者およびエンジニアのスタッフ用収容施設を設け、別途に一般仕様書および特別仕様書に示される設備を設置し、工事期間中維持するものとする。
- 労働報告等 第40条 請負者は、エンジニアの要求がある場合は、自己の監督職員および現場において適時雇用する各種労働者の人数、ならびにエンジニアの代理人が要求する建設用プラントに関する情報を記載した詳細な報告書を、エンジニアが指定する様式に従い、かつ要求される頻度により、エンジニアの代理人に対し、その事務所に提出するものとする。
- C.N.S.S への入会 第41条 請負者はボリビア労働法の規則を尊重しなければならない。従って、"Caja Nacional de Seguridad Social"に入会しなければならない。

資材および工事の出来栄

資材、工事の 第42条

出来栄および試験 (1)項 すべての資材および工事の出来栄は、それぞれ契約書に定める種類のもので、かつエンジニアの指示に準拠するものでなければならず、製作もしくは組立場所、現場、または契約書に定められるその他の場所において、エンジニアが適時指示する試験をうけるものとする。請負者は、工事および使用資材の品質、重量または数量を試験、測定および検査するために通常必要とされる補助、計器、機械、労務および資材を供給するものとし、かつ資材を工事に使用する前にエンジニアが選択し、要求する試供体を試験用として供給するものとする。なお、外国産の機械は原産地における試験証明書を提出するものとする。

試供体の費用 (2)項 試供体の供給が明らかに契約書により、意図または規定されているときは、請負者は、自己の費用負担において、これを供給するものとするが、それ以外の場合には、発注者がかかる費用を負担するものとする。

試験の費用 (3)項 試験を行なう費用は、その試験が明らかに契約書により意図または規定されているときは、請負者がこれを負担するものとするが、積荷試験の場合、または完成工事もしくは部分的に完成した工事の設計が果たすべき目的に適合しているか否かを確認する試験の場合にかぎり、請負者が入札書にかかる試験の費用を値入れし、または計上できる程度に契約書中に十分詳細な特記がある場合にのみ、請負者がその試験費用を負担するものとする。

規定外の試験費用その他 (4)項 次のいずれかに相当する試験がエンジニアにより命令された場合、かかる試験費用は、試験により当該工事の出来栄または資材が契約書の規定またはエンジニアの指示に準拠しないことが判明したときは、請負者が負担するものとし、その他の場合は発注者が負担するものとする。

(a)号 契約中に意図または規定されていないもの。

(b)号 (上述(3)項の場合)契約にその詳細な特記がないもの。

(c)号 契約書により意図または規定されているが、現場または当該資材の製作もしくは組立場所以外のところで、第三者により行なわれるようエンジニアが命令したものの。

検査立会の通知 (5)項 請負者はポリギア共和国以外での検査立会が仕様書に規定されている場合は、最低30日前に、ポリギア共和国内での場合は最低7日前にエンジニアに通知するものとする。

作業の検査 第43条 エンジニアおよびエンジニアにより権限を与えられた者はいつでも、工事に立入りかつ工事の準備が行なわれている工作所その他の場所または工事用の資材、製品もしくは機械の仕入れ先の工作所その他の場所に立入ることができるものとし、請負者はかかる立入りのためまたは立入る権利を獲得するためにあらゆる便宜と援助を与えるものとする。

資材の代替 第44条 請負者は、使用する資材についてエンジニアの承認をうけることを条件に、技術仕様書に指定されたものと同等以上の品質形状のものである限り、代替品として使用することができる。

調査資材の保管 第45条 エンジニアにより承認され、発注者によって代価を支払われた資材は、すべて発注者

の所有に移転し、請負者はその保管と使用について責任を持つものとする。請負者はこれらの資材をエンジニアの許可なくして、工事現場から撤去または処分してはならないものとする。

被覆前の工事 第46条

の検査 (1)項 エンジニアまたはエンジニアの代理人の承認を得ずにいかなる工事をも被覆または隠蔽される直前にその工事の検査および測定ができるよう、また基礎については本設工事がその上に施工される前に検査および測定ができるよう、エンジニアまたはエンジニアの代理人に十分な機会を与えるものとする。請負者は、かかる工事または基礎が検査を受けられる状態になったとき、または検査を受けられる状態になる直前に、必ずエンジニアの代理人にしかるべき通知を与えるものとし、エンジニアの代理人はかかる工事を検査および測定するため、またはかかる基礎を検査するために、不当に遅滞することなく立ち会いものとする。ただし、エンジニアの代理人がかかる検査、測定を不必要と認め、請負者にその旨連絡するときは、このかぎりではない。

除覆および開口 (2)項 請負者は、エンジニアが適時指図したときは、工事の一部を除覆またはこれに開口を設け、かつエンジニアが満足するようにかかる部分を復旧または修復するものとする。かかる部分が、この条の(1)項の規定に従って被覆または隠蔽され、かつ契約書どおりに施工されていることが判明したときは、かかる部分の除覆、開口、復旧および修復の費用は発注者の負担とするが、その他の場合、すべての出費は請負者が負担するものとする。

不適切な工事 第47条

および資材の撤去 (1)項 エンジニアは、工事の進捗期間中、次の各号を適時書面により命令する権限を有するものとする。

(a)号 エンジニアが契約書に準拠しないと判断した資材を命令書中に定める期間中に現場から撤去すること。

(b)号 適正かつ妥当な資材との取替え。

(c)号 既往の検査または中間支払いのいかににかかわらず、資材または出来栄が契約書に準拠しないとエンジニアが判断した工事を撤去し、かつ適正に再施工すること。

請負者の命令不履行 (2)項 請負者側において、かかる命令の実施にあたり不履行があったときは、発注者は、これを実施するため他の者を雇用し、かつその者に支払いをなすことができるものとし、またこの結果生じたもしくはこれに伴なりすべての費用を請負者から回収し、または請負者に現在もしくは将来支払うべき金額から差引くことができるものとする。

工事の中止 第48条

(1)項 請負者は、エンジニアの書面による命令があり次第、エンジニアが必要と考える期間にわたり、必要と考える方法で工事を中止し、かつかかる中止の期間中エンジニアが必要と考える範囲にわたって、工事を適切に保護および保全するものとする。この条に基づくエンジニアの指示を実施するにあたり、請負者がこうむる追加出費は、次の場合を除き、発注者が負担しかつ支払いものとする。

(a)号 かかる中止が、契約書中に別途定められている場合。

(b)号 かかる中止が、請負者側の不履行により必要となった場合。

(c)号 かかる中止が、現場の気候条件により必要となった場合。

(d)号 かかる中止が、工事の適切な施工のためまたは工事もしくはその一部の安全のために必要となった場合であつて、かかる必要性がエンジニアもしくは発注者の行為もしくは不履行またはこの条件書の第24条に規定される除外危険のいづれにも起因しないとき。

ただし、請負者はクレームを行なう意図をエンジニアの命令から28日以内にエンジニアに対し書面により通知しなければ、かかる追加出費を回収する権利を失うものとする。エンジニアは公正かつ妥当と判断するクレームに関し、請負者に対してなされるべき追加支払いまたはこの条件書の第52条に基づく工期の延長を決定するものとする。

90日を超え (2)項 工事またはその一部の進捗が、エンジニアの書面による命令により中止され、かつこの中止の日から90日以内に工事の再開許可が、エンジニアにより与えられない場合で、かかる中止がこの条の(1)項の(a), (b), (c)または(d)号のいずれにも該当しないときは、請負者は、書面による通知をエンジニアに提出し、中止されている工事またはその一部を続行する許可をこの通知受領の日から23日以内に与えるよう要求することができる。かかる許可がこの期間内に与えられない場合、請負者は、さらに同様の書面による通知を行ない、この中止が工事の一部のみに影響を与えるものであるときは、この条件書の第60条に基づくかかる部分の削減として、またこの中止が工事全体に影響を与えるものであるときは、発注者による契約の放棄として、処理することができるものとするが、請負者は必ずしもこのように処理すべき義務を負わないものとする。

着工時期および遅延

着工 第49条 請負者は、エンジニアから書面による着工命令を受けてから10日以内に現場で工事を開始し、かつ適切な速度をもって遅滞なくこれを進めるものとするが、エンジニアの明示的承認もしくは命令によるときまたは請負者の制御能力を超えるときはこのかぎりではないものとする。

現場の占有 第50条 (1)項 請負者に適時占有させるべき現場部分の範囲およびその引渡し順序につき契約書に別段の定めがないときは、施工手順に関する契約書の要件に反しないかぎりにおいて、発注者は、請負者がこの条件書の第18条に述べる工程表またはエンジニア宛の書面により通知した自身の妥当な施工案どおりに着工および施工できるように、必要な部分をエンジニアの着工命令をまつて請負者に引渡すとともに、工事の進捗に伴ない、当該工程表または施工案に従つて請負者が適切な速度で施工を進めることができるようさらに必要な現場部分を適時請負者に引渡すものとする。発注者側においてこの条の規定に従い現場の引渡しをしなかつたために、請負者が遅延または出費をこうむつたときは、エンジニアは工期の延長を認可しかつ出費補填のため公正と認められる金額を証明するものとし、その金額を発注者が支払うものと

	する。
通行権等	(2)項 現場への往来に関し請負者が取得すべき特別または臨時の通行権のための出費および料金はすべて請負者の負担とする。また請負者は、工事のために現場外に追加宿舎を必要とするときは、自身の出費でこれを用意するものとする。
線路利用	(3)項 発注者は、請負者がタベラス駅付近およびロボレ駅付近で鉄道本線から分岐する鉄道線路を建設し、発注者の運転の下に、本工事の施工期間中、資材輸送を行うことを許可するものとする。
工期	第51条 工事はこの条件書の第56条の規定に従い契約書に定める期間内（この条件書第49条に規定された着工期間として記載された期間の最終日から起算）またはこの条件書の第52条により認められる延長期間内に完成するものとする。
工期の延長	第52条 あらゆる種類の追加工事の量、この条件書中に述べる遅延原因、異常な気候条件、その他請負者の不履行に起因しないいささいの特殊事情のゆえに請負者に当然工期延長の権利が生ずるときは、エンジニアはその延長日数を決定し、発注者および請負者にその旨通知するものとする。ただし、請負者が追加工事の着工もしくはかかる事情の発生から28日以内またはその後できるかぎり速やかに、自ら権利を有すると考える工期延長につき、その時点において調査を受けるべく十分かつ詳細な資料をエンジニアの代理人に対し提出しなかったときは、エンジニアは必ずしもかかる追加工事その他の特殊事項を勧案する義務を負わないものとする。
夜間および休日作業の禁止	第53条 契約書に別段の定めがないかぎり、いかなる本設工事も、後段に規定する場合を除き、エンジニアの代理人の書面による許可なくして夜間または日曜日もしくは現地において安息日とされている日に行なってはならない。ただし、生命もしくは財産の保全または工事の安全のため不可避または不可欠な作業についてはこのかぎりではないが、この場合請負者は直ちにエンジニアの代理人に連絡するものとする。なおこの条の規定は二交替または輪番制により実施することが慣行となっている作業には適用しないものとする。
進捗度	第54条 エンジニアは、請負者の工期延長権を生じない事由により工事またはその一部の進捗が遅れ、所定の工期内または延長工期内に工事またはその一部が完成しないかそれがあると判断したときは、書面により請負者にその旨通知するものとし、請負者は工事またはその当該部分を所定工期内または延長工期内に完成すべく進捗を早めるため必要でありかつエンジニアが承知する措置を講ずるものとする。請負者はかかる措置を講じたことに対しいかなる追加支払いをも受ける権利を有しないものとする。エンジニアがこの条の規定により通知を発した結果、請負者が夜間または日曜日もしくは現地において安息日とされている日に作業を行なうべくエンジニアの許可を求めたときは、エンジニアはかかる許可を不当に拒否してはならないものとする。
着工、遅延に対する予定、損害賠償金	第55条 (1)項 請負者は、この条件書の第49条に定める期間内に正当な理由なしに工事が着手できないときは、期限の切れた翌日から、エンジニアの着工確認の日までの経過期間の各自（一

日未満の端数はゼロとみなす)につき、契約金額の1/10,000を日額として計算し、反則金としてでなく不履行に対する予定損害賠償金として、ポリヴィア・ベンにより発注者に支払うものとする。

- 完成、遅延に
対する予定損
害賠償金
- (2)項 請負者はこの条件書の第51条に定める期間内に工事を完成することができないときは、同条に定める期日からエンジニアの証明を受けた完成日までの経過期間の各週(一週未満の端数はゼロとみなす)につき、最初の10週間については契約金額の2/1,000の週額とし、11週目を越える週に対しては1/1,000の週額として計算し、反則金としてでなく不履行に対する予定損害賠償金として、ポリヴィア・ベンにより発注者に支払うものとする。
- (3)項 発注者は本条第(2)項および第(3)項に示された予定損害賠償金を、請負者に現在または将来支払うべき金額或は工事履行保証金から差し引くことができるものとする。ただし、かかる差し引きにより他の方法による回収の権利は毀損されないものとする。かかる予定損害賠償金の支払いまたは差し引きがなされても、請負者は、工事完成の責務その他いっさいの契約書に定める責務および債務を免れないものとする。

工事完成証明 第56条

- (1)項 工事の全体が実質的完成に至り、かつ契約書に定める最終検査に合格したときは、請負者はその旨をエンジニアまたはエンジニアの代理人に通知し、あわせて未了工事をメンテナンス期間中に完成する旨を請負りものとする。かかる通知および請負いは書面によるものとし、エンジニアに対する請負者の工事完成証明書発行の請求とみなされるものとする。エンジニアは、かかる通知送達の日から21日以内に、工事が契約書に従って実質的完成に至ったと認める日を明記した完成証明書を請負者宛に発行するとともにその写しを発注者に送るか、さもなければ、かかる証明書の発行前に請負者が行なう必要があると判断する工事を明示し、これを書面により指示するものとする。エンジニアはまた、かかる指示以後、上述のごとく明示された工事の完成までの間に現われる、実質的完成に影響するかしについて、これを請負者に通知するものとする。請負者は、エンジニアが満足するようかかる工事を完成し、かつかかるかしを補修した日から21日以内に完成証明書を受領する権利を有するものとする。
- (2)項 工事完成証明書が発行された日より以降は、建設された施設の凡ては発注者に仮受領されるものとし、発注者は列車の運行を開始するものとする。
- 請負者はメンテナンス期間中、運転に伴う通常の施設の保守、メンテナンス期間中に生じる欠陥の補修を請負者の負担において実施するものとする。

メンテナンスおよびかし

メンテナンス 第57条

- 期間の定義 (1)項 この条件書において「メンテナンス期間」は1年とし、これはエンジニアがこの条件書の第56条に従って証明した完成日または同条により証明書が2通以上発行されるときは証明されたそれぞれの完成日から起算するものとする。なお、メンテナンス期間に関しては「工

事」という語をこれに応じて解釈するものとする。

補修工事等の
施工 (2)項 メンテナンス期間終了時またはその後できるかぎり速やかに工事を契約書の要求する状態
(当然の減耗は除く)で、かつエンジニアの満足するように発注者に最終的に引き渡すこと
を目的として、請負者は、この条件書の第56条により証明された完成日における未了工事が
あれば、これを同日以後できるかぎり速やかに完了し、かつエンジニアがメンテナンス期
間終了以前に自らまたは他を通じて行なった検査の結果、同期間中またはその終了後14日
以内に請負者に書面で要求したか、し、不備、収縮その他の欠陥の改・補修を行なうものとす
る。

補修工事等の
施工の費用 (3)項 かかる補修工事が、契約書に準拠しない資材の使用もしくは出来栄により、または請負
側において契約書に基づく明示的もしくは黙示的責務の履行に過失または怠慢があったこと
により必要になったものとエンジニアが判断したときは、請負者はかかる補修をすべて自己
の費用で実施するものとする。かかる補修工事がその他の原因により必要となったものとエン
ジニアが判断したときは、かかる工事の価額は追加工事と同様に査定されかつ支払われる
ものとする。

補修工事不履
行に対する救
済 (4)項 請負者がエンジニアの要求した上述の工事を行なわなかったときは、発注者はこれを実施
するため、他の者を雇用しかつその者に支払いをなす権利を有するものとし、この場合エン
ジニアが、かかる工事は契約書に従って請負者が自己の費用で行なう責任があったものと判
断したときは、発注者はこれに起因もしくは付随する費用を請負者から回収し、または請負
者に現在もしくは将来支払うべき金額又は被実施工保証金から差し引くことができるものと
する。

請負者による
原因探求 第58条 請負者は、エンジニアから書面により要求があったときは、工事進捗またはメンテナ
ンス期間中に現われたか、し、不備もしくは欠陥の原因を探究するものとする。かかるか、し、不
備もしくは欠陥が契約書により請負者の責に帰すべきものでないときは、上述の原因探求にあた
って請負者が実施した作業の出費は、発注者が負担するものとする。もし、かかるか、し、不備
または欠陥が上述のとおり請負者の責に帰すべきものであるときは、上述の原因探求にあた
って実施した作業の出費は、請負者が負担するものとし、この場合請負者は、この条件書の第
57条の規定に従って自己の費用により、かかるか、し、不備または欠陥を改・補修するものと
する。

変更，追加および削除

詳細設計の結
果による変更 第59条 請負者により実施されエンジニアによって承認された路線測量，地質調査および詳細
設計の結果，契約時の値入れ済数量明細書に記載された工事見積数量に10%以上の増減が生じた場合
は，該当する支払科目の単価ならびに契約金額を発注者，エンジニアおよび請負者が合意する
金額により調整するものとする。

変更

第60条

(1)項 エンジニアが必要と判断するときは、工事またはその一部の型式、品質または数量の変更を行なうものとし、その変更のためまたはその他の理由により、エンジニアが望ましいと判断するときは、エンジニアは請負者に次の各号の実施を命令する権限を有し、請負者はこれらを実施するものとする。

- (a)号 契約書に含まれる工事数量の増減。
- (b)号 契約書に含まれる工事の削除。
- (c)号 契約書に含まれる工事の性状、品質または種類の変更。
- (d)号 工事の一部の水準、線、位置および寸法の変更。
- (e)号 工事完成に必要なあらゆる種類の追加工事の施工。

かかる変更は、契約の効果をなんらそこなりとすることがないものとするが、かかる変更分の価額は、契約金額を査定するに際して勘案されるものとする。

変更命令は書
面によるべき
こと

(2)項 請負者は、エンジニアの命令なくして、かかる変更を行なってはならないものとする。ただし、工事数量の増減がこの条による命令に起因するものでなく、値入れ済数量明細書記載の数量に対する施工数量の過不足に起因するときは、書面による命令は必要とされないものとする。また、なんらかの理由により、エンジニアがかかる命令を口頭で与えることが望ましいと考えるときは、請負者はかかる口頭の命令に従うものとし、かかる口頭の命令を、命令実施の前後を問わずエンジニアが書面で確認すれば、その確認をもってこの条にいう書面による命令とみなすものとする。さらにまた、請負者が7日以内にかかる口頭の命令をエンジニアに対し書面により確認し、当該確認が14日以内にエンジニアにより書面で否定されないときは、これをもってエンジニアの書面による命令とみなすものとする。

変更工事の査 第61条

定

(1)項 エンジニアの命令により実施された追加工事または削除された工事につき、エンジニアが契約書で定められた料率および単価が適用され得ると判断したときはすべて、かかる料率および単価により査定されるものとする。追加工事に適用され得る料率または単価が契約書に定められていないときは、エンジニアおよび請負者が妥当な料率または単価を合意するものとする。両者が合意に達しないときは、エンジニアが自己の判断で妥当かつ適正な料率または単価を決定するものとする。

料率を決定す
るエンジニア
の権限

(2)項 ただし、削除もしくは追加工事の性質または量と、工事全体もしくはその一部の性質または量との対比により、工事のいずれかの項目について契約書中の料率または単価が、かかる削除または追加のゆえに不当もしくは適用不可能になったとエンジニアが判断したときは、エンジニアおよび請負者が適正な料率もしくは単価を合意するものとする。両者が合意に達しないときは、エンジニアが状況を考慮し、妥当かつ適正と認める料率または単価を決定するものとする。

さらにまた、この条の(1)項による増減またはこの条の(2)項による料率もしくは単価の変更は、書面による次の通知が、命令があった日以後できるだけ速やかになされ、または追加工

那の場合においては、その着工前もしくは着工後できるだけ速やかになされないかぎり、行なわれないものとする。

(a)号 追加支払いまたは料率もしくは単価の変更をクレームする意図の請負者からエンジニアへの通知。または、

(b)号 料率もしくは単価の変更をする意図のエンジニアから請負者への通知。

10パーセントを超える変更 (3)項 全工事の完成が証明された時点において、次の(a)号および(b)号のみに起因する増減が、契約合意書記の金額又は59条による変更金額から固定費、および常備工事費を除外した額の10パーセントを超えることが判明したときは、契約金額を請負者およびエンジニアが合意する金額により調整するものとする。

(a)号 全変更命令による変更工事の累計額。

(b)号 値入れ済数量明細書に記載された見積数量の測定による調整の累計額。(常備工事費およびこの条件書の第77(1)項による価格調整を除く。)

また、この金額について請負者およびエンジニアが合意に達しないときは、エンジニアが、請負者のこの契約に係わる現場経費および一般経費をはじめ重要で関係ある要素をすべて考慮して定める金額により調整するものとする。

常備工事 (4)項 エンジニアが、必要または望ましいと判断するときは、追加工事または代替工事を常備ベースにより行なうことを書面で命令することができる。この場合、請負者は契約書中の常備工事表に定める条件に基づき、かつ入札時に同常備工事表に自身で値入れした料率および単価により、かかる工事についての支払いを受けるものとする。

請負者は、その支出額を証明するに必要な領収書およびその他の証明証書をエンジニアに提出するものとし、また、資材の発注に際しては事前にエンジニアにその見積書を提出し、承認を受けるものとする。

常備ベースにより施工されるすべての工事について、請負者はかかる工事の継続期間中毎日、かかる工事に従事した作業員の氏名、職種および作業時間の正確なリスト2部、ならびにその作業に使用されたすべての資材および機械類(上述の常備工事表により割増率が適用される機械類を除く)の内容および数量を記載した明細書2部をエンジニアの代理人に提出するものとする。各リストおよび明細書のうち1部は、まちがいのない場合または同意できる場合には、エンジニアの代理人が署名したりえ、請負者へ返却するものとする。

毎月末に、請負者はエンジニアの代理人に、使用した労務、資材および機械類(上述の割増率が適用されるものを除く)の明細書に値入れしたものを提出するものとし、かかるリストおよび明細書を完備のうえ遅滞なく提出しないかぎり、請負者は支払いを受ける権利を有さないものとする。ただし、いかなる場合においても、請負者が上述の規定に従ってかかるリストまたは明細書を送付することが実際上不可能であったとエンジニアが考えるときは、上述の規定にかかわらず、エンジニアは、かかる工事に使用された時間、機械類および資材につき、納得できれば、かかる工事を常備工事として支払いことを認めるか、または公正かつ妥当であると判断する価額で支払いことを認める権限を有するものとする。

クレーム (5)項 請負者は、支払いを受ける権利があると考えられる追加支払いのクレームおよびエンジニアの命令により前月中に施工したすべての追加工事について、できるだけ完全かつ詳細な内容の事由書を、毎月1回エンジニアの代理人宛に送付するものとする。

かかる事由書に含まれない工事または費用についての、その支払いに対する最終または中間のクレームはいつさい認められないものとする。ただし、請負者がこの条件に従うことを怠った場合であっても、できるだけ早い機会にエンジニアに対して、かかる工事または費用の支払いについてクレームを行なう意図を書面で通知したときは、エンジニアは、かかる支払いを認める権限を有するものとする。

建設用プラント、仮設工事および資材

建設用プラント 第62条

ト等の工事への専用 (1)項 請負者が供給するすべての建設用プラント、仮設工事および資材は、現場に搬入された時点で、もっぱらこの工事の施工のために使用されるべきものとみなされ、現場内での移動を除き、エンジニアの書面による同意がなければ、その全部または一部を撤去してはならないものとするが、エンジニアは、かかる同意を不当に保留してはならないものとする。

建設用プラント等の撤去 (2)項 工事の完成時、請負者は現場に残存する上述の建設用プラント、仮設工事および未使用資材のうち自ら準備したものすべてを現場から撤去するものとする。

建設用プラント等の損害に対する発注者の免責 (3)項 発注者は、いかなる場合においても、上述の建設用プラント、仮設工事および資材の損失または損害に対して責任を負わないものとする。ただし、この条件書の第24条および第71条に述べる場合はこのかぎりではない。

建設用プラントの再輸出 (4)項 請負者が工事のために輸入した建設用プラントに関して、発注者は上述の撤去にあたり、当該建設用プラントの再輸出のために必要な政府の同意を取得するうえで、要求があれば、請負者に援助を与えるものとする。

通関 (5)項 発注者は工事に必要な建設用プラント、資材およびその他の物の通関許可取得につき、要求があれば、請負者に援助を与えるものとする。

資材等の承認 第63条 この条件書の第62条の援助があったことをもって、エンジニアが同条に述べられたを推定しては、資材またはその他の物を承認したものと推定してはならないものとし、エンジニアはかかる資材をいつでも拒否することを妨げられないものとする。

測定

数量 第64条 値入れ済数量明細書に定められる数量は、工事の見積数量であり、請負者が契約書に基づく自己の責務履行にあたり実施すべき工事の実際かつ正確な数量として解釈してはならないものとする。

測定すべき工事 第65条 別段の定めがないかぎり、エンジニアは契約書に従って実施された工事の契約上の価

額を測定により査定し、かつ決定するものとする。エンジニアは工事のいずれかの部分の測定を必要とするときは、請負者より権限を与えられた代行者または代理人に対しその旨を通知するものとし、その者はエンジニアまたはエンジニアの代理人が実施するかかる測定を補助するため、直ちにその測定に立ち会いか、または資格のある代行者を派遣し、エンジニアまたはエンジニアの代理人の要求する明細資料のすべてを提出するものとする。請負者が立ち会いをなさず、またはかかる代行者の派遣を怠ったときは、エンジニアが実施もしくは承認した測定を工事の正確な測定とみなすものとする。

記録および図面により測定すべき本設工事の測定を目的として、エンジニアの代理人はかかる工事の記録および図面を毎月作成するものとし、請負者は、書面で要求された場合には、14日以内にかかる記録および図面を検査しかつ同意するため、エンジニアの代理人とともに立ち会いものとし、同意したときはこれらの記録および図面に署名するものとする。

請負者がこれら記録および図面を検査しかつ同意するための立ち会いをしないときは、それらはそのまま正確なもののみなされるものとする。かかる記録および図面の検査が終了した後請負者がそれらに同意せず、または署名をしなかった場合においても、請負者がかかる記録および図面につき不正確であると主張する点にかかる検査の後14日以内に書面によりエンジニアの代理人に通知し、エンジニアの決定を求めた場合を除き、かかる記録および図面は正確なもののみなされるものとする。

かかる事由書に含まれない工事または費用については、その支払いに対する最終または中間のクレームはいっさい認められないものとする。ただし、請負者がこの条件に従うことを怠った場合であっても、できるだけ早い機会にエンジニアに対して、かかる工事または費用の支払いについてクレームを行なう意図を書面で通知したときは、エンジニアは、かかる支払いを認める権限を有するものとする。

測定の方法 第66条 契約書に特に別段の定めがある場合を除き、工事は一般のまたは現地の慣習にかかわらず、正味を測定するものとする。

証明書と支払い

- 支払通貨 第67条
- (1)項 本契約の対象業務に対する支払いは、ボリヴィア共和国政府資金により、ボリヴィア・ペソ貨及び外貨でなされる。
- 前渡金 (2)項 発注者は、契約発効日より 日以内に、契約金額の20%を前渡金として請負者に支払うものとする。請負者は前渡金の受領と引換えに、発注者の承認する銀行の保証書を発注者へ提出するものとする。この保証書は本条(6)項の方法により前渡金相当額が差し引き済となったときに請負者へ返還されるものとする。従って保証書の保証期間はその条件を満足するものとする。
- 支払い (3)項 工事費の支払いは原則として毎月とする。単価契約科目については前月末までの出来高分

につき測定された数量ならびに金額、一括契約科目については仕様書に示された支払段階に出来高が至った場合の金額を支払いものとする。請負者は計上した明細書をエンジニアの代理人に提出するものとする。

(4)項 請負者の提出した明細書に対して、エンジニアの代理人は出来高証明書を発行するものとする。エンジニアの代理人によって証明が保留された出来高については次回の明細書によって請求されるものとする。

(5)項 発注者はエンジニアの出来高証明書が添付された請負者の支払請求書を受け取ってから日以内に支払いものとする。

(6)項 発注者は出来高支払額のうち30%を前送金返還分として差し引くものとし、前渡金金額の差し引きが終了したあとは全額支払いものとする。

(7)項 発注者は出来高支払いのとき、保留金分を差し引かぬものとする。本条(8)項(b)号による場合は、誠実施工保証金を充当するものとする。

(8)項 メンテナンス証明書の発行後ヶ月以内に、請負者は契約に準拠して施工した工事の価額を詳細明示した証拠書類とともに、最終計算書をエンジニアに提出するものとし、あわせて契約に基づき請負者が当然支払いを受けられるものと自身で考える全追加額をも提出するものとする。かかる最終計算書およびその査定のために正当に必要とされるいっさいの資料の受領後ヶ月以内に、エンジニアは次の事項を記載した最終証明書を発行するものとする。

(a)号 契約に基づいて請負者が最終的に支払いを受けられる金額(発注者がすでに支払ったすべての金額および契約に基づいて発注者が受け取るべき権利のあるすべての金額を発注者に対して貸方記入後)および、

(b)号 発注者が請負者に、または請負者が発注者に支払うべき残額(もしあれば)、この残額はこの条件書の第55条および57条4項の規定に従うことを条件として、当該証明書の日付から日以内に請負者に対し支払われ、または請負者が支払うものとする。発注者は、請負者が支払うべき場合に、請負者の支払いが行われなときは、誠実施工保証金より差し引きできるものとする。

承認はメンテナンス証明書のみによること 第68条 この条件書の第69条に定めるメンテナンス証明書以外のいかなる証明書も、工事の承認を構成するものとみなしてはならないものとする。

メンテナンス 第69条

証明書 (1)項 エンジニアが満足するに足る工事の完成およびメンテナンスがなされたことを記すメンテナンス証明書にエンジニアが署名し、これを発注者に交付するまでは、契約は完了したものとはみなしてはならないものとする。メンテナンス証明書は、メンテナンス期間の満了後(工事の各部分に異なったメンテナンス期間が適用されるときは、最後のメンテナンス期間の満了後)28日以内に、またはこの条件書の第57条および第58条に従ってかかる期間中に命じられた工事がエンジニアの満足するに足る完成をみた後できるかぎり速やかに、エンジニアがこれを発行するものとし、たとえ発注者がその発行に先立って工事に立ち入りまたは工

事もしくはその一部を占有、稼働もしくは使用したとしても、この条は完全な効力を有するものとする。また、いかなる場合においても、メンテナンス証明書の発行は、誠実施工保証書の請負者に対する返還の前提条件とはならないものとする。

発注者の債務 (2)項 この条に基づくメンテナンス証明書の交付以前に、請負者が契約または工事の施工に関連して生じたクレームを書面で提出していないかぎり、発注者は契約または工事の施工に関するいかなる項についても請負者に対し責務を負わないものとする。

未済の責務 (3)項 メンテナンス証明書の発行後といえども、請負者および（この条の(2)項に該当する場合を除き）発注者は、メンテナンス証明書の発行以前に契約書の規定に基づいて発生した責務のうち、かかる証明書の発行時点において未済のものを履行する責務を引き続いて負うものとし、かかる責務の内容および範囲を決定するため、契約は当事者間においてなお有効とみなすものとする。

救済および権利

請負者の不履 第70条

行 (1)項 請負者が破産したとき、請負者の財産に対する管理命令が発せられたとき、請負者が破産の申し立てを行なったとき、債権者のために債務整理を行ったり債権譲渡を行なったとき、債権者の監査委員会の下で契約を履行することに同意したとき、法人として（合併または更生のための任意清算以外の）清算に入ったとき、発注者の書面による同意を事前に得ることなく契約を譲渡し、もしくは自己の財産に強制執行を受けたとき、

またはエンジニアがその判断において、

(a)号 請負者が契約を放棄したこと、

(b)号 請負者が妥当な理由なく工事の着手を怠ったり、もしくはエンジニアの続行命令の後28日間にわたり工事の進捗を中止したこと、

(c)号 請負者がエンジニアから条件書に基づき不適格として拒否する旨の書面による通知を受けた資材もしくは工事を、通知受領後28日間にわたり現場から撤去せず、もしくは取りこわしおよび修復をしなかったこと、

(d)号 請負者がエンジニアの書面による事前の警告にもかかわらず、工事を契約書に従って施工せず、もしくは契約書に基づく責務を継続的かつ公然と怠ったこと、もしくは、

(e)号 請負者が工事の良好な出来栄をそこなうような仕方で、もしくはエンジニアの指示に反して、契約のいずれかの部分を下請に出したこと、

を発注者に対し書面で証明したときは、発注者は請負者に対し書面による14日間の予告を与えた後、現場および工事に立ち入り、請負者を退去させることができるものとする。

ただし、これにより契約は失効することなく、また契約書に基づく請負者の責務または債務はなんら免除されることなく、また契約書に基づく発注者もしくはエンジニアの権利および権限はなんらそなわれないものとする。また発注者は自らその工事を完成し、また

はこれを完成させるため他の請負者を雇用することができるものとする。発注者またはかかる他の請負者は、自ら適切であると判断する範囲において、契約書の規定によりもつぱら工事の施工のために保管されているとみなされる建設用プラント、仮設工事および資材を、工事の完成のために使用することができ、また発注者はいつでも、かかる建設用プラント、仮設工事および未使用資材を売却し、その売却代金を契約に基づいて請負者から現在もしくは将来支払いを受けるべき金額に充当するために使用することができるものとする。

権利喪失時に
おける評価 (2)項 エンジニアは、かかる発注者の立ち入りおよび発注者による請負者の排除があった後できるかぎり速やかに、一方的にもしくは当事者に対する照会をなした後または適切と判断する調査もしくは諮問を行なった後、請負者が契約書に基づいて実際に施工した工事に関し、かかる立ち入りと請負者の排除の時点において請負者に正当な支払い請求権があるとみなされる金額（もしあれば）ならびに未使用もしくは一部使用の資材、建設用プラントおよび仮設工事の価額をそれぞれ確定し、かつこれを証明するものとする。

権利喪失後の
支払い (3)項 発注者は、この条に基づいて立ち入りかつ請負者を退去させたときは、メンテナンス期間の満了日に至るまで、ならびにその後施工およびメンテナンスの費用、完成の遅延に対する損害賠償金（もしあれば）および発注者がこうむったその他いっさいの費用をエンジニアが査定のうえその金額を証明するまでは、請負者に対し契約に基づくなんらの金銭を支払う義務をも負わないものとする。請負者は、請負者が工事を完成していれば当然支払われるべきであったとエンジニアが証明する金額から上述の金額を差し引いた差額のみ（もしあれば）の支払いを受ける権利を有するものとする。上述の金額が、請負者が工事を完成していれば当然支払われるべきであった金額を超過するときは、請負者は要求のあり次第、発注者にかかる超過分を支払うものとし、その額は発注者に対する請負者の債務とみなされ、かつ回収され得るものとする。

緊急修理 第71条 工事の施工期間中またはメンテナンス期間中のいずれにおいても、工事またはその一部に関連して発生する事故、過失その他の事由によりエンジニアまたはエンジニアの代理人が工事の安全のため緊急になんらかの補修その他の修理作業を必要と判断した場合で、請負者が直ちにかかる作業または修理を実施し得ないか、または実施する意思がないときは、発注者はエンジニアまたはエンジニアの代理人が必要と判断するかかる作業または修理を実施するため、他の者を雇用しかつその者に対し支払いを行なうことができるものとする。発注者が行なったかかる作業または修理は、契約上請負者が自己の費用負担において行なうべき責任があったとエンジニアが判断するときは、発注者はその実施にあたりこうむった妥当ないっさいの費用を請負者から回収し、または請負者に対して現在もしくは将来支払うべき金額から差し引くことができるものとする。ただし、いかなる場合においてもエンジニアまたはエンジニアの代理人は、かかる非常事態の発生後できるかぎり速やかにその旨請負者に対し書面で通知するものとする。

特 別 危 険

- 戦争その他の危険に対する責任 第72条 契約書のいかなる規定にもかかわらず、
- (1)項 請負者は、工事（以下に述べる特別危険の発生以前にこの条件書の第47条の規定に基づき不適格とされた工事を除く）の破壊もしくは損害、発注者もしくは第三者の財産の破壊もしくは損害、または傷害もしくは死亡のうち、以下に定義する特別危険の結果であるものについては、補償その他いっさいの責任を負わないものとする。発注者は上述の危険およびこれに関連して生じるいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費に対し、請負者を保障するものとする。
- 特別危険による工事その他の損害 (2)項 工事、現場内もしくは現場付近の資材、現場へ向けて輸送中の資材、または工事のためにすでに使用し、もしくは使用する予定であった請負者のその他の財産が、特別危険により破壊または損害を受けたときは、請負者は、
- (a)号 破壊または損害を受けた本設工事および資材につき支払いを受ける権利を有し、さらに、エンジニアにより要求されるかまたは工事の完成に必要なときにかぎり、
- (b)号 工事の破壊または損害部分の取りかえまたは修復、
- (c)号 工事のためにすでに使用し、または使用する予定であった請負者の資材その他の財産の取りかえまたは修復、
- につき、原価にエンジニアが妥当と証明する利益を加算する方式で支払いを受ける権利を有するものとする。
- 発射体、ミサイルその他 (3)項 時期と場所とを問わず、地雷、爆弾、砲弾、手榴弾、その他の発射体、ミサイル、弾薬または軍事用爆薬の爆発または衝撃により発生した破壊、損害、傷害または死亡は、特別危険の結果とみなすものとする。
- 特別危険による生ずる増加出費 (4)項 発注者は、特別危険（ただし、戦争の勃発に関しては、この条の以下の規定に従うことを条件とする）に起因し、またはこれに関連して生じた工事施工上またはそれに付随するいっさいの増加出費（特別危険の発生以前にこの条件書の第47条の規定により不適格とされた工事の修復費に起因するものを除く）を請負者に対し払い戻すものとする。ただし、請負者はかかる出費の増加が判明したときは、その旨をエンジニアに対しただちに書面で通知するものとする。
- 特別危険 戦争の勃発 (5)項 特別危険とは戦争、この条件書の第24条(2)項に定めるものをいう。
- (6)項 契約の有効期間中、工事の施工に財政的と否とを問わず実質的な影響を与える戦争（宣戦布告の有無を問わない）が、世界のいずれかの場所で勃発したときは、請負者は、契約がこの条の規定に基づいて解除されないかぎり、工事を完成させるべく引き続き最善の努力を払うものとする。ただし、いかなる場合においても発注者はかかる戦争の勃発後いつでも、請負者に対して書面の通告を与えることにより契約を解除する権利を有するものとし、かかる通告があったときは、この契約はこの条に基づく当事者の諸権利およびこの条件書の第74条の反助に関するものを除き解除されるものとする。ただし、それ以前の契約違反に対する

いずれの当事者の権利もこれによって侵害されないものとする。

契約解除時に (7)項 前項の規定に基づいて契約が解除されたときは、請負者はできるかぎり速やかに現場からおけるプラントの撤去 すべて建設用プラントを撤去し、またその下請者が同様の措置をとるにつき便宜を与えるものとする。

契約解除時の (8)項 契約が上述のように解除された場合、請負者はかかる解除日以前に施工したすべての工事支払い に対し、かかる金額または項目が請負者に対するそれ以前の支払いによりカバーされていないかぎりにおいて契約書に定める料率および単価により、発注者から支払いを受け、かつ次の各号に対する支払いを受けるものとする。

(a)号 準備作業項目中の工事または役務がすでに実施されたものにつき、その項目に対する支払い金額、およびかかる工事または役務が部分的に実施された項目につきエンジニアが証明する適正な割合の金額。

(b)号 工事のために妥当な発注がなされ、請負者に対してすでに引き渡されたかまたは請負者が法律上引き渡しを受ける責任を負う資材もしくは物品の費用。かかる資材もしくは物品は、発注者による支払いの時点において発注者の財産となるものとする。

(c)号 工事の全体の完成を予期して請負者がこりむつた妥当な支出額であってエンジニアの証明する額。ただし、前各号の支払いによりカバーされていないものにかぎる。

(d)号 この条の(1)、(2)および(4)項の規定により支払われるべき追加金額。

(e)号 この条の(7)項に基づく建設用プラントの妥当な撤去費用、および請負者の要求あるときは請負者の本籍国内の主たるプラント置場へのプラント返送費用、またはこの返送費用を越えない額でのその他の場所への転送費用。

(f)号 かかる解除の時点において、工事に関連して雇用されている請負者の職員および作業員すべての帰国のための妥当な費用。

ただし、いかなる場合においても、この項に基づき発注者が支払うべき金額に対しては、発注者は建設用プラントおよび資材に対する前渡金、その他契約書の規定に基づき解除日において請負者から回収しうる金額を請負者に対する貸し越し残高に計上する権利を有するものとする。

契約目的の達成不能

契約目的達成 第73条 契約の締結後、戦争その他当事者双方の制御できない事情の発生により当事者のいづれかが契約上の責務を達成することができないか、また契約書の準拠法に基づき当事者がそれ以後の履行を免れる場合には、施工された工事に対し発注者が請負者に支払うべき金額は、契約がこの条件書の第72条の規定により解除されたときに同条に基づき支払われるべき金額と同額とする。

紛 争 の 解 決

紛争の解決— 第74条 発注者と請負者との間またはエンジニアと請負者との間に、契約または工事の施工に
仲裁 関連して何らかの紛争または意見の相違が生じたときは、工事の進捗中と完成後とを問わず、
また契約の解除、放棄または違反の前後を問わず、まずそれをエンジニアに付託し、エンジニア
はこれを解決するものとする。エンジニアは、当事者のいずれか一方からその旨付託があつ
た後90日以内に発注者および請負者に対し自己の決定を書面により通知するものとする。以
下に規定する仲裁の場合を除き、付託されたすべての事項に関するエンジニアのかかる決定は
最終的なものとして発注者および請負者を拘束し、発注者および請負者はそれを直ちに履行す
るものとし、請負者または発注者が以下に定める仲裁手続きを求めると否にかかわらず、請
負者は勤勉に工事を進めるものとする。エンジニアが発注者および請負者に対し自己の決定を
書面により通知し、発注者または請負者が仲裁手続きに付する旨のクレームをかかるとの通知の受
領後90日以内にエンジニアに伝達しないときは、その決定はそのまま最終的なものとして発
注者および請負者を拘束するものとする。エンジニアが上述の付託を受けた後90日以内に前
記のごとく決定の通知を行わない場合、または発注者もしくは請負者のいずれかがかかる決
定に不服である場合には、発注者もしくは請負者は、決定のないときには最初に指定された
90日の期間満了後90日以内に、また決定のあったときはその決定の通知受領後90日以内
に、かかる紛争事項を以下に定める仲裁に付すべきことを要求することができるものとする。
エンジニアの決定（もしあれば）が前記のように最終的かつ拘束的なものとなるに至らないす
べての紛争または意見の相違については、国際商英会議所の調停仲裁規則に基づき、同規則に
より選任される1名以上の仲裁人により最終的に解決されるものとする。かかる仲裁人は、エ
ンジニアの決定、意見、指図、証明書または査定を閲覧、吟味および審査する全面的な権限を
有するものとする。仲裁人の仲裁手続きに際しては、いずれの当事者もエンジニアの決定を受
けるためエンジニアに対しすでに提出した証拠または論拠に制約されないものとする。エン
ジニアは、前述の諸規定に従っていかなる決定を下したとしても、上述のごとく仲裁に付託され
た紛争または意見の相違に関するすべての事項について仲裁人の前に証人として召喚され、か
つ証言を行なう資格を失うことはないものとする。仲裁への付託は、工事が未完成であろうと
も、または完成している旨の申し立てがなかりともこれを行ない得るものとするが、いかな
る場合においても、発注者、エンジニアおよび請負者の責務は工事の進捗中に仲裁が行なわれ
ることを何ら変更されないものとする。

通 知

請負者に対し 第75条

る通知の送達 (1)項 契約書の規定に基づき発注者またはエンジニアが請負者に対して与えるすべての証明書、
通知または命令書の送達は、請負者の主たる事業所またはこの目的のために請負者が指定す

るその他の住所に郵送するか、もしくは直接届けることにより行なわれるものとする。

発注者または
エンジニアに
対する通知の
送達

(2)項 契約書の規定に基づき発注者またはエンジニアに対して与えられるすべての通知の送達は、この目的のために、次に定めるそれぞれの住所に郵送するか、または直接届けることにより行なわれるものとする。

(a) 発注者の住所

(b) エンジニアの住所

住所の変更

(3)項 いずれの当事者も、相手方に対し事前の書面通知を行なうことによりすでに指定した住所を工事施工地国内の他の住所に変更することができるものとし、またエンジニアも両当事者に対する事前の書面通知を行なうことにより住所の変更を行なうことができるものとする。

発注者の不履行

発注者の不履行 第76条

行

(1)項 発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負者は発注者に対し書面による11日間の予告を与えると同時に、その写し1部をエンジニアに送付することにより、契約に基づく雇用関係を終了させる権利を有するものとする。

(a)号 エンジニアの証明書に基づいて支払うべき金額(ただし、契約書に基づき発注者が控除する権利を有する額を除く)を契約書の規定に基づく支払い期日に達した後30日以内に請負者に支払わないとき。

(b)号 かかる証明書の発行に干渉もしくは妨害を加え、必要な承認を拒んだとき。

(c)号 破産したとき、また会社として更生もしくは合併以外の目的で清算に入ったとき。

(d)号 経済変動に基づく予知しがたい理由により、契約上の責務を引き続き履行することが不可能である旨請負者に対して正式な通知を行なったとき。

(2)項 この条の(1)項に定める14日間の予告期間の満了とともに、請負者はこの条件書の第62条(1)項の規定にかかわらず、できるかぎり速やかに自己の搬入したすべての建設用プラントを現場から撤去するものとする。

(3)項 かかる解除があったときは、発注者は請負者に対する支払いについて、契約がこの条件書の第72条の規定により解除されたときと同一の責務を負うものとするが、この条件書の第72条(8)項に定める支払いに加え、発注者はかかる解除に関連して生じた請負者の損失または損害の額を請負者に対し支払うものとする。

費用の増減および法制の変更

費用の増減 第77条

(1)項 労務費、資材費もしくは燃料費の増減により、著しい工事費の増減が生じる支払項目については、単価の調整が行なわれるものとする。

調整される支払項目は数量明細書に示されるもののみとする。調整の式は次のとおりとする。

(a) ポリヴィアペソ貨に関する調整係数

$$X = 0.15 + 0.40 \times \frac{T_1}{T_0} + 0.40 \times \frac{S_1}{S_0} + 0.05 \times \frac{D_1}{D_0} \dots\dots\dots (1)$$

ここで X : 調整係数

T : ポリヴィア政令による最低賃金

S : ポリヴィア政令によるセメント価格

D : ポリヴィア政令による軽油価格

"O" : 契約時の価格

"I" : 単価調整時の価格

(b) U Sドル貨に関する調整係数

$$X = 0.30 + 0.40 \times \frac{Y_1}{Y_0} + 0.30 \times \frac{Z_1}{Z_0} \dots\dots\dots (2)$$

ここで X : 調整係数

Y : アメリカにおける物価版による鉄鋼価格

Z : アメリカにおける消費者物価指数

"O" : 契約時の価格

"I" : 単価調整時の価格

価格調整の時期は契約署名後、その月を含んで6ヶ月間据置きとし、あと半年毎に調整を行うものとする。調整の係数は発注者の承認をうけるものとし、調整を行う初めての月の支払いから適用するものとする。

法制の改定 第78条 工事の入札書提出の最終期日前30日以降に工事が施工または予定されている国において、国もしくは領の制定法、政令、法令その他の法律、または自治体その他正当に設立された所轄機関の規則、条例・細則の変更もしくは新規制定が行なわれ、それにより請負者の工事施工費に77条に基づく以外の増減を生じたときは、かかる費用の増減はエンジニアが証明するものとし、発注者がこれを支払うか、または発注者の貸方勘定に計上して契約金額の調整を行なうものとする。

通貨および為替交換比率

- 通貨制限 第79条 工事の入札書提出の最終期日前30日以降に工事が施工または予定されている国の政府または政府により権限を与えられている機関が、契約金額の支払い通貨について通貨制限または送金制限を課したときは、発注者は請負者に対し、それによって生ずる損失または損害を償還するものとする。ただし、かかる場合、請負者はその他あらゆる権利を行使し、または救済を受ける権利を侵害されることはないものとする。
- 為替交換比率 第80条 請負者に対する支払い金額の全部または一部が外貨により支払われる旨契約書中に規定されているときは、かかる支払い金額は、指定支払い外貨と工事施工地国の通貨との為替交換比率の変動をこうむらないものとする。

税 金

- 所得税 第81条
- (1)項 請負者およびそのスタッフに関する現地所得税はボリビア共和国法令によるものとし、免税されないものとする。
- 関税 (2)項 本工事のための資材および建設用プラントの輸入ならびに輸出に関わる関税は免除されないものとする。

便 宜 供 与

- 便宜供与 第82条 発注者は請負者に対し、下記の便宜供与を行う。
- a. 関係施設への立入りおよび樹木伐採の許可に関する援助。
 - b. 資機材の鉄道輸送に関する援助。
 - c. 外国企業が請負者の場合、請負者および請負者の従事職員が必要の都度ボリビア共和国に自由に出入国できる査証および滞在査証の発行の促進。
 - d. 免税手続きに関する事務の促進。
 - e. 資機材の輸入許可取得並びに通関業務の促進。
 - f. 電話、テレックス、無線等の公共サービスの優先利用に関すること。
 - g. 土地の使用許可。
- 契約の発効 第83条 本契約はボリビア政府が承認した日をもって発効の日とする。この発効日を発注者は、請負者にすみやかに通知するものとする。



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and financial management. The text highlights that records should be maintained in a clear, organized, and accessible manner, ensuring that all relevant information is captured and preserved for future reference.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in enhancing record-keeping processes. It notes that the adoption of digital systems and software solutions can significantly improve the efficiency and accuracy of data collection and storage. The text suggests that organizations should invest in robust IT infrastructure and provide training to staff to ensure they are proficient in using these tools. Additionally, it stresses the importance of implementing strong security measures to protect sensitive information from unauthorized access and data breaches.

3. The third part of the document addresses the challenges associated with record-keeping, such as data redundancy, inconsistency, and the risk of information loss. It proposes several strategies to mitigate these issues, including regular data audits, standardization of data entry procedures, and the implementation of backup and recovery protocols. The text also emphasizes the need for clear policies and procedures regarding data retention and disposal, ensuring that records are maintained for the appropriate duration and then securely destroyed when no longer needed.

4. The final part of the document concludes by reiterating the significance of effective record-keeping for organizational success and compliance. It encourages organizations to foster a culture of data integrity and transparency, where all employees understand the value of accurate records and their role in maintaining them. The text also mentions that regular reviews and updates of record-keeping practices are necessary to adapt to changing requirements and technological advancements.

